

登下校中の児童生徒の安全をどう守るか？

〈「登下校防犯プラン」～登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議～〉

平成 30 年 5 月に新潟県において、下校途中の児童の尊い命が奪われるという痛ましい事件が発生したことは記憶に新しいところである。政府は、このような事件が二度と発生しないように対策を強化することは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題であるという認識の下、平成 30 年 6 月 18 日に下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議を開催し、「登下校防犯プラン」をまとめ発表した。

「登下校防犯プラン」の概要（全日教連要約・抜粋）

〈登下校時における子供の安全の課題〉

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時（15 時～18 時）に集中（右グラフ参照）
- (2) 「地域の目」が減少し「見守りの空白地帯」が生じている。

- 背景**
- ① 既存の防犯ボランティアの高齢化
 - ② 共働き家庭の増加

児童生徒の安全を守るために



(登下校防犯プランの概要より抜粋)

登下校時における総合的な防犯対策の強化（以下の 5 つの柱）

〈1. 地域における連携の強化（主体：警察庁・文部科学省）〉

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」^(※1)の構築

(※1) 警察、教育委員会・学校、放課後児童クラブ・放課後子供教室、自治体、保護者、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う場

→ 既存の協議の場を活用する場合であっても、確実に登下校時における防犯対策を協議の対象とし、そのために必要な関係者について確実に参画を得ることにより、その成果を実効的な対策に結び付けるように留意する。 等

(2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」^(※2)による取組の支援

(※2) 内閣府 Web ページに新設予定。文部科学省 Web ページには「文部科学省×学校安全」サイトがある。

〈2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善（主体：文部科学省）〉

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報の共有

→ 教育委員会・学校、子供・保護者、見守りに関わる地域住民、警察等は、政府が示す要領を踏まえ、平成 30 年 9 月末までに、通学路の防犯の観点からの緊急合同点検を実施する。

→ 合同点検実施の際には、危険箇所を「見える化」(例：地域安全マップの作成等)して情報共有し、環境の整備・改善につなげやすくすると共に、こうした作業過程を通じて、関係者の連携を実質的に深める。 等

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り ← ソフト面からの環境整備・改善

→ 緊急合同点検により把握された危険箇所について、警察官による警戒・パトロールを重点的に実施する。地域住民による見守りについても、危険箇所へ重点的に配置することにより、効率的・効果的な実施を図る。

(3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進 ← ハード面からの環境整備・改善

→ 現場のニーズを踏まえ、通学路における防犯カメラを緊急的に整備するため、政府において必要な支援を講じる。 等

〈3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応（主体：警察庁）〉

（1）警察・教育委員会・学校間の情報共有

- 不審者情報等について、従来の教育委員会経由でのやり取りに加え、警察署と学校の間で連絡担当者を決めて直接共有することにより、具体的な対応に資するようにする。
- 警察及び教育委員会、学校の双方向からの情報を活用して、必要に応じ警察の子供女性安全対策班による先制・予防的活動を実施 等

（2）地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する（警察からの）情報の提供・発信

（3）放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

- 政府において、放課後児童クラブや児童館、放課後子供教室において利用可能な「来所・帰宅時における安全点検リスト」を改訂し、その適切な利用を図る。
- 危険管理体制・安全確保の対策等について、放課後児童クラブ、放課後子供教室、警察等が情報共有し、十分に連携する体制を構築する。 等

〈4. 多様な担い手による見守りの活性化（主体：警察庁）〉

（1）多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進

- 子供を始めとする関係者との交流の場の提供等、地域における更なる理解や協力を確保するための取組を推進する。 等

（2）スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援

- 学校内外における見守り活動等を行う学校安全ボランティア（スクールガード）の養成、スクールガードに専門的な指導等を行うスクールガード・リーダーの巡回の推進等により、登下校の見守りの担い手を確保するとともに、見守りの質の向上を図る。 等

（3）「子供110番の家・車」への支援等

- 運営主体である警察や教育委員会・学校、自治体等が、緊急合同点検の機会に、その実態を確認する。
- 教育委員会・学校において、「子供110番の家」との連携を一層推進し、その活用を強化する。 等

〈5. 子供の危険回避に関する対策の促進（主体：文部科学省）〉

（1）防犯教育の充実

- 防犯の専門家の知見等も活用しつつ、子供に危険予測・回避能力を身に付けさせる実践的な防犯教育（例：地域安全マップの作成や防犯教室等）を推進する。その際、「子供110番の家」への駆け込み訓練等、実践的な防犯教育と地域における防犯意識の向上の両面から、「子供110番の家」の活用を推進する。
- 防犯教育の担い手である教職員の研修を充実させ、指導力・安全対応能力を向上させる。

（2）集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

- 政府は、全国の様々な取組の好事例を、実施に当たっての留意点等と併せて周知し、より効果的な安全確保の取組を推進する。

〈今後の検証〉

登下校時における防犯対策の推進に当たっては、警察・学校・自治体の三者が、地域住民と連携することが不可欠である。この考え方にに基づき、本プランに掲げる各施策については、警察庁・文部科学省が中心となり、関係省庁（国土交通省・厚生労働省・内閣府・総務省）の協力を得て推進し、その実施状況の検証を確実に行う。

本「登下校防犯プラン」の概要版及び詳細につきましては、右のQRコード又は、下のURLからアクセスできます。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/tougekou/bouhanpuran.pdf>



第35回全日教連定期大会においても、「運動方針Ⅲ子供を取り巻く環境の改善」として、“通学路等の安全強化を図る取組”を関係諸機関に対して働きかけていくことが承認された。本プランがまとめられたことは、平成28年3月現在、文部科学省の調査で全国公立小学校の通学路における対応必要危険箇所は5,552箇所となっている現状からも、評価できる。

その内容に目を向けると、「防犯教育の担い手である教職員の研修を充実」や「警察・学校・自治体の三者が、地域住民と連携することが不可欠」、「その実施状況の検証を確実に行う」等の言葉が並ぶ。特に、通学路の緊急合同点検については9月末までの早急な対応が求められており、既に年間行事が決まっている現場においては、新たな負担と感じる会員も多いかもしれない。しかし、全日教連は、防犯対策を含め、子供の安全確保は非常に重要なことだと考える。問題なのは、子供の安全に係る点検や研修でさえも負担と感じる程、現場が多忙であるということである。

全日教連は、地方公共団体に対し、登下校防犯プランを確実に実施するための時間を確保するために、しっかりと学校における働き方改革を進めるように、単位団体と協力して要望していく。また、国に対しては、本調査で得られた結果を共有し、児童生徒の安全確保に係る施策の確実な推進並びに、施策推進に係る予算確保を求めていく。